

# 女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。

(令和3年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ)

## — 6月23日～29日は男女共同参画週間です —

国では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」としています。

性別にかかわらず、誰もが職場や学校、家庭、地域で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現のために、私たち一人一人にできることは何か、この機会に考えてみませんか。

### ●男女共同参画社会とは？

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

#### 男女共同参画社会基本法では

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

### ●なぜ男女共同参画は必要なの？

人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化している中で、「男は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女がともに支え合い、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力が発揮できるような社会づくりが必要となっています。

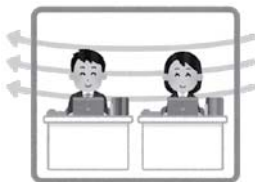
### ●一人一人にできること

日常の中で、いつの間にか「これは女性の仕事」「男性がやるべきこと」など決めつけていませんか。

女性も男性も自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、まず一人一人が日常当たり前だと思っていることを見つめなおすことが必要です。

#### 職場では

男性も女性も個性と能力を発揮しやすい職場づくりに向けて、一人一人の意識や行動を見直しましょう。



#### 家庭では

家族みんなで家事、子育て、介護などに協力して取り組みましょう。



#### 学校では

性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を大切に興味や関心を伸ばしていきましょう。



#### 地域では

性別や年齢にかかわらず、主体的に地域活動に参画し、男女双方の視点を生かして協力しながら活動を進めましょう。



☎ 総務課 秘書係 ☎78-3113